

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：38件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備取水口ケーブルピットの「受水槽満水」警報用レベル検出器に動作不良が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋1階機械工作室西側扉の施錠が出来ないため、当該扉を点検・修理	D	
3	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気装置の点検扉のハンドルに一部破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
4	1号機	主復水器（B）ホットウェルレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）潤滑油ポンプ自動起動試験において、当該ポンプ出口圧カススイッチに自動起動後の復帰動作不良が認められたため、当該圧カススイッチを点検・修理	C	9月22日再審議にてグレード変更 D → C
6	2号機	気体廃棄物処理系屋外埋設配管用ピットの漏えい検出器が動作したため、当該ピットを点検・清掃	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）用の各潤滑油タンクオーバーフローサイトボックス連絡弁の銘板に誤記が認められたため、当該銘板を修理	D	
8	2号機	主復水器細管洗浄装置（B1）ボール回収器ドレン弁に全閉操作不能（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（ACH2-1）が自動トリップしたため、当該装置の制御回路を点検・修理	D	
10	2号機	主復水器細管洗浄装置（B2）ボール回収器ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	3号機	タービン建屋1階主油タンク室内の床面塗装に剥がれが認められたため、当該床面塗装を修理	D	
12	3号機	原子炉建屋1階格納容器酸素分析計ラック基礎部の塗装に剥がれが認められたため、当該ラック基礎部を点検・修理	D	

13	3号機	原子炉建屋1階原子炉格納容器漏えい率試験用計器盤の接地線の被覆に剥がれが認められたため、当該接地線を点検・修理	対象外	
14	3号機	タービン建屋1階給水所前の倉庫壁面に破損が認められたため、当該壁面を点検・修理	D	
15	3号機	原子炉建屋南側二重扉の内側扉に開閉不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
16	3号機	廃棄物処理系フィルタろ材集塵機の吸引ホース取付部等に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	3号機	原子炉格納容器サプレッションプール水移送配管用屋外トレンチにおいて、雨水による「建屋漏水検出」の警報が発生したため、当該トレンチを点検・修理	D	
18	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（36-13B）の信号が不安定になったため、当該モニタを使用停止	D	
19	4号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室の壁面塗装に剥がれが認められたため、当該壁面を点検・修理	対象外	
20	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）潤滑油フィルタより油の滴下（1滴/秒程度）が認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
21	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）カップリング側軸受部より油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（A、B）側面の点検口下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	4号機	屋外再生薬品系硫酸移送ポンプ保護カバー固定用ビスの外れ（3箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	
24	5号機	中央操作室換気空調系冷凍機（C）の冷媒補充作業において、冷媒注入弁又は配管に詰まりが認められたため、当該弁及び配管を点検・清掃	D	
25	5号機	5・6号機共用水素・酸素供給設備水素トレーラ（No. 2）から同（No. 3、4）への切替時、水素トレーラ（No. 3、4）切替弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	5号機	中性子計測系起動領域モニタ（G）のユニット電源装置に「軽故障」の警報が発生したため、当該電源装置を点検・修理	D	
27	5号機	全水抜き状態で停止中の所内ボイラ（B缶）用バーナー操作盤において、表示すべき「危険水位低」警報ランプが消灯したため、当該制御回路を点検・修理	D	
28	6号機	主タービン第3軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
29	6号機	中央操作室設置の漏えい監視盤にタービン建屋東側屋外トレンチに漏水ありを示す警報が発生したため、当該トレンチを点検・清掃	D	

30	6号機	ベージング装置（屋外取水設備に設置）に拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
31	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット冷却海水ポンプ出口母管圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
32	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット冷却海水ポンプ出口母管ドレン弁にシートリーク（1滴／30秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
33	6号機	原子炉格納容器酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・修理	C	
34	集中環境施設	雑固体焼却設備2階機器排気ファン（B）室上部の排水配管に析出物の付着（2箇所）が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
35	集中環境施設	高温焼却炉ろ過水供給系統圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
36	その他	共用サプレッションプール水サージタンク設備建屋廃液サンプポンプ（A）点検において、羽根車（第4段）のキー溝部に亀裂が認められたため、当該羽根車を交換	D	
37	その他	水処理設備純水装置出口弁の上流側フランジ部より水のリークが認められたため、当該部のパッキンを交換	D	
38	その他	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく国への定期報告書（平成17年度分）記載の液化石油ガス重量等の数値に誤記（4箇所）が認められたため、正誤表を作成・提出及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで